平成２３年（フ）第２０９号
東京都日野市平山４丁目20番地の１都営日野平山アパート４―501
債務者　星野　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６８５号
岡山市南区藤田500番地46
債務者　赤木　道代
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４７号
岡山県玉野市築港３丁目７番20号
債務者　石田　正人
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３号
岡山県倉敷市児島小川10丁目１番５－３号、住民票上の住所岡山県倉敷市児島味野１丁目２番19号
債務者　川﨑　克明（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６号
栃木県栃木市川原田町1702番地17
債務者　南部　純一
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時　宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第２４８７号
東京都新宿区霞ケ丘町５－９―11
債務者　高橋　美香
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５６２号
東京都新宿区北新宿１丁目12―４　山崎方
債務者　天野　和夫
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５８７号
東京都目黒区中目黒１丁目４―17―902　マートルコート第２中目黒
債務者　五十嵐　絢
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５８８号
東京都江戸川区東小岩２丁目23―６―102、住民票上の住所東京都江戸川区東小岩２丁目23―６―101
債務者　鈴木　紀子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５９３号
東京都江戸川区上篠崎４丁目25―14―201
債務者　西入　京子（旧姓南雲）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５９７号
東京都北区浮間２丁目２－６―101
債務者　鈴木　理仁
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５９８号
埼玉県和光市新倉１丁目４―35
債務者　川中　照枝
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６０３号
神奈川県相模原市南区下溝590―７　スターハイツⅡ103
債務者　上村由紀子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６０４号
東京都足立区西新井栄町１丁目13―９
債務者　関田　房枝
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６２９号
東京都杉並区成田東５丁目24―12―101
債務者　新藤　哲也
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６５１号
神奈川県大和市下鶴間2076―１―201
債務者　神田　正一
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時　東京地方裁判所民事第20部